

令和7年 第8回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和7年7月25日（金） 午後1時30分～午後2時45分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 （17人）

出席者	1番 井上 豊	2番 佐藤 光司	3番 須藤 克美
	4番 須藤 房二	5番 萩原 幹雄	6番 岡部 雅彦
	7番 柘植 正	8番 眞砂 幸光	9番 田中 錦也
	10番 橋本 一男	11番 猿谷 健一	12番 田中 正明
	13番 塩谷 幸生	14番 宇佐美幸雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	茂木 浩之	庶務兼農業振興係長	遠間ゆかり
農地係長	真下 貴光	農地係	中嶋 圭

会議の概要

議長 ただいまから令和7年第8回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、5番萩原幹雄委員・12番田中正明委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をさせていただきます。

令和7年6月25日開催の第7回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係2件、5条関係13件につきましては、令和7年7月16日付で許可書を交付いたしました。

現況証明の6月分の取扱いについてでございますが、2件7筆の申請がございまして、転用許可の目的どおり使用されていることを確認いたしまして、証明書を交付いたしました。

家族経営協定調印式が6月27日に安中市役所202会議室で開催され、丸山会長が立会人として出席をいたしました。

なお、当日、調印式に出席されましたのは、農業委員であります伏田委員とそ
のご家族の方であります。

群馬県農業会議の第4回常設審議委員会が7月16日に前橋市のJAビルで開催されまして、丸山会長が出席をされました。

報告は以上でございます。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の6件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

5番。

5番委員 5番委員です。議案第1号、農地法第3条の1番、2番につきましては、先日、現地を確認しましたところ、異常ないというのですかね、問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 16番。

16番委員 16番です。議案第1号、農地法第3条の5番です。こちらの譲受人の道を挟んだ隣の畑でして、もう既に野菜、芋類、ネギ等栽培されておりまして、雑草等もきれいに処理されておりますので、問題ないと思われまます。よろしく願ひします。

議 長 ほかにありますか。
9番。

9番委員 9番です。議案第1号、農地法第3条の4番です。現地は耕作放棄地となっておりまして、雑木が生い茂り、山林のような状況になっております。受け人は〇〇を営んでおりまして、雑木を抜根し、〇〇にするということで、特に問題はないと考えまます。審議の参考としてください。

議 長 13番。

13番委員 13番です。議案第1号、農地法第3条の3番です。この土地についても〇〇さんに耕していただけるので、特に問題ないと思いまますので、よろしく願ひします。

議 長 ほかにありますか。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思いまます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いまますが、これに異議ありまませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番から4番の2件、3班に5番と6番の2件、以上合計6件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めまます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおりに受理したから審議のうえ議決願ひたい。

令和7年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法4条の申請は、議案書2ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の3番です。実際にこの畑の状況を確認しまして、北側に〇〇、西側に市道がありまして、現在は雑木、竹が繁茂してありまして、長期に耕作放棄された土地であります。周囲に住宅は点在しておりますが、住宅建設には適当かと思われれます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ、17番から。

議案第2号、農地法第4条の1番と2番になります。1番に関しましては、先ほど事務局から説明がありましたように無断転用ということで、始末書が添付されております。3種農地ということもありますので、こちらは問題ない案件かと思えます。

続きまして、2番の案件になりますが、こちら農地法第5条許可申請の6番の土地、〇〇と併せまして本人がアパートを経営するという、建築するという申請内容になっておりますが、周辺は宅地化の進んだ地域でありまして、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、ご審議の参考にいたします。

議長 それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号について、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番の1件、以上、合計3件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の内容についても説明をお願いします。

事務局 7月18日に実施されました申請面積1,000平米以上に係る農地法第5条申請6件の現地調査につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和7年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから4ページに記載の17件及び議案書5ページ記載の計画変更2件の計19件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

6番。

6番委員 6番です。農地法第5条の1番になります。見に行ってきたのですが、県道に面しておりまして、実際には駐車場として2台分で使用中です。始末書も添付されていますので、よろしくお願いします。

議長 ほかに。

10番。

10番委員 10番です。3号議案、農地法第5条の5番ですが、これについては〇〇南側の道路に面しております。東、西、両隣が同一耕作者ということで、現在、農地として大変良い場所であります。太陽光ができることによって農作物に非常に影響が出るということで、耕作者は非常に心配しているということでございますが、私、地元としても、農地を守らなければならないという観点から、非常に農地としては良いところであるので、認めるわけにはいかないというので、私、地元委員としても認めるわけにはいかない。そこで、私一人の意見としては、そうですが、委員皆様の判断をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の2番と、それから次のページの15番です。

最初、2番ですけれども、申請の内容としまして、ちょっと読ませていただきますけれども、昭和34年頃に申請地を借り受けて家を建てましたと。底地を買い受けたく調査を進めていたところ、許可を受けていないことが判明したということで、これを是正したく申請をしますということで、始末書つきということで、実際現場を確認しました。家は建っていますけれども、特に周りに関する迷惑とか、そういうものは感じられませんでした。全く問題ないかと思えます。

それから、15番ですけれども、15番は、土地の南、東に公道を配してまして、東にはアパート、北側に住宅が点在して建設されています。一般住宅用地として理想的な地域かと思えますけれども、面積を見ますと、1,800平米以上ありまして、1か所に耕作地が集中していますから、ちょっと農地と一般住宅地としては、何かもったいないかなというふうに懸念しました。

以上です。審議の参考にしていただければと思います。

議長 13番。

13番委員 13番です。議案第3号の農地法第5条の3番と4番と、次のページの14番でございます。3番につきましては、環境整備用地として非常に狭小な土地なのですけれども、道路に面しておりますので、特に使い方としては問題ないと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、4番につきましても、道路に囲まれているのと、西側ですね、アパートに囲まれているところなのですけれども、特に他の農地に影響を及ぼすようなところではございませんので、問題なしと考えます。

それから、14番です。14番につきましては、事前調査で皆さんと一緒に行って見てまいりました。ここの地域は用途地域も指定区域でございますので、特に問題ないと思われまますので、審議の参考にしていただければと思います。よろしくお願ひします。

議長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。農地法第5条の7、8についてでございます。

7番は、既にここは駐車場及び植木が、ちょっとしたものが植わっております。3種農地であるということと、既に下はコンクリが打ってあるということで、これはほかのものに与える影響は、ほとんどありません。

それから、8番について、この地域は西側にいわゆる住宅地が畑に面しております。それと、東側の住宅と、それに挟まれた中の2筆になっております。そして南側にいわゆる市道が続いております。そして、北側の馬入れですかね、そういった形の道路が続いておる中で全然これは、ほかの農地に与える影響はございません。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の申請です。

10番になります。ここは北と西に道路に面しております、南側が〇〇に面しております、ほかは耕作放棄地になっております。特に問題はないと思いますので、皆様のご判断をお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第3号、農地法第5条の規定による申請の11番と12番です。12番のほうは、合同調査で皆さんと一緒にいった所でございます。

11番は、この申請用地の西側は耕作の畑等ありまして、日当たりがどうかと、この太陽光発電の計画に対して、ちょっと懸念はないのかなと思って見ていたのですが、それほど支障になるような位置関係ではないと思いますので、特に11番に関して問題はないかと思えます。

12番、合同調査で皆さんは見られたと思うのですが、かなり草が生い茂って、かなりの期間、何も作っていない。周りも一生懸命耕作しているような畑はありませんので、特に問題ないかと思えます。よろしく願いします。

議長 ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。議案第3号、農地法第5条の9番です。太陽光ということで、現状を確認いたしましたところ、東、西とも住宅に囲まれておるということで、農地に対する影響はないと思いますので、ご審議の参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

議案第3号の6番になります。こちらは先ほどの農地法第4条許可申請の2番との関連になるのですけれども、第4条で〇〇、こちらで〇〇、併せアパートを経営するというので、周辺農地への影響はないと考えられますので、ご審議のほどお願いします。

続きまして、13番になります。こちらは過日皆さんで現地確認をしていただいたところではありますが、周辺農地への影響は少ないと考えられます。

続きまして、17番、こちら先日も皆さんに見ていただいたところですが、やはりこちらも宅地化の進んだ地域でありまして、周辺農地への影響は少ないと考えられます。ご参考をお願いいたします。

議長 ほかにないですか。

委員 なし。

議長 なければ、打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に7番から12番の6件、併せて計画変更1番の計7件、2班に1番から6番の6件、3班に13番から17番の5件、併せて計画変更2番の計6件、以上合計19件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、書類審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 1:57)

(書類審査)

(再開午後 2:33)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 16番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番、2番

の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 14番です。2班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係は、3番、4番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 15番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、5番と6番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 16番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 14番です。2班に付託された議案第2号、農地法4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおり

であり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 15番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 16番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、7番から12番の6件及び計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 14番です。2班に付託された議案第3号、農地法5条関係は、1番から6番の6件であります。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 15番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、13番から17番の5件です。及び計画変更の2番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に

該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。
これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。
これより議案第3号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手多数。

議長 挙手多数であります。
よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。
次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。
令和7年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
農用地利用集積等促進計画は、議案書6ページ1、中間管理権設定関係記載の1番から9番及び2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係、1番から3番記載の計12件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
本案について質問がありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和7年第8回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後 2時45分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和7年7月25日

安中市農業委員会会長

5番委員

12番委員